管理コード	130010	プロジェクト名		
要望事項	銃猟の制限(日出前及び日没後に		都道府県	滋賀県
(事項名)	おける銃猟の禁止)の緩和		提案事項管理番号	1006010
提案主体名	滋賀県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	第 38 条第1項

### 制度の現状

日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等をしてはならない。

※この日出前及び日没後は、当該地点における太陽面の最上点が地平線上に現れ、又は地平線下に没した時刻、すなわち暦にいう日出又は日入によって決められる。

## 求める措置の具体的内容

現行法で禁止されている日出前及び日没後における銃猟を一定の要件を満たしている場合には、日出前30分及び日没後30分までは可能とする。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

## 〔提案理由〕

琵琶湖上にある竹生島には、カワウの大コロニーが形成されており、カワウが湖魚を食べることにより発生する水産被害や営巣時の枝折りや糞による土壌の酸性化により発生する植生被害が深刻化している。

毎年、銃器による捕獲等の被害対策を行っているが、捕獲対象であるカワウの多くは、日出前に島を飛び立ち、日没後に帰ってくることから、日中の捕獲は効率的ではない状況である。

竹生島は観光客がいなくなれば、他の陸地等とは違い、無人となることから、次のとおり実施することにより、効率的に捕獲を行うこととしたい。

### [実施内容]

日出前および日没後における銃猟について、次の要件を満たす場合に限り、日出前30分日没後30分までを限度として実施する。

### 【要件】

- 1 無人島など一帯を立入禁止にすることにより、確実に無人状態であることが確認できる範囲で実施すること。
- 2 国、地方自治体またはこれらが事務局となる協議会から業務を受託等して駆除を行う場合であって、事故が起こった際の責任の所在が明確であること。
- 3 エアライフルまたは散弾銃によること。
- 4 捕獲する対象は鳥類(竹生島においては、カワウ)であること。(射角が上向きであること。)

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	С	措置の内容	T

日出前及び日没後は、捕獲の対象となる野生鳥獣を明確に判別することが困難であり、銃の使用により人に危害を生ずるおそれがあることから、鳥獣保護法第 38 条において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を禁止している。

一方、シカ、イノシシ等の野生鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が深刻な状況であることから、現在、中央環境審議会において、鳥獣保護法の見直しについて検討が行われているところである。

この検討において、夜間銃猟は、特に人間の身体又は生命に対する危険があることを踏まえつつ、日出前や日没後に銃器の使用が可能か、仮に可能な場合はどのような条件が必要か等を含め、十分な審議をしているところ。

なお、貴県における当該コロニーでの捕獲は、日中に捕獲対象を確認しながらエアライフルにより効率的な捕獲が実施されていると認識しており、提案理由にある日出前及び日没後におけるカワウの捕獲については、必ずしも必要性が高いとは言えない。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

〇冉検討要請及ひ冉検討要請に対する凹合				
再検討要請				
10.0000				
提案主体からの意見				
ice in the second second				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	С	「措置の内容」の見直し	T
TIKII XIII (MI ) OLI I	THE COME OF THE CO		HE WIND WILL	

#### ○再々検討要請

<b>〇舟々快討安胡</b>	
再々検討要請	
提案主体からの再意見	

管理コード	130020	プロジェクト名		
要望事項	有害物質が企業活動(製造・使		都道府県	大分県
(事項名)	用)に由来しない場合の有害物質		提案事項管理番号	1013020
	使用特定施設等の適用免除			
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法第2条第2項
	水質汚濁防止法第2条第8項
	水質汚濁防止法第 12 条の4
	水質汚濁防止法第8条第1項
	水質汚濁防止法施行規則第6条の2
	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が
	定める検定方法

## 制度の現状

- ●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。
- ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の 実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。

### 求める措置の具体的内容

有害物質使用特定施設に該当するかどうかについて、企業活動に起因しない有害物質量を除外し判断する。

(有害物質が企業活動由来でない物質のみの場合は、有害物質使用特定施設に該当しない こととし、構造基準等の遵守義務を免除する。)

## 具体的事業の実施内容・提案理由

長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生しているため、適用は合理的な範囲とする必要がある。

有害物質使用特定施設の適用対象となる有害物質の基準は、検出下限未満(不検出)以外は該当することとなるが、使用水の由来(例えば河川水等)によっては、最初から有害物質が含まれる場合がある。そのような場合でも、現行では有害物質使用特性施設の対象となるため、有害物質が企業活動に起因しない場合、同施設の対象外にすべきである。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答 措置の分類	<mark>.</mark> E	措置の内容	
----------------	------------------	-------	--

有害物質使用特定施設は、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする特定施設のことをいう。したがって、使用水に有害物質が含まれていても、当該有害物の使用等が目的でなければ、有害物質使用特定施設には該当しない。

# 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	

### ()再々検討要請

〇冉々検討妛請	
再々検討要請	
提案主体からの再意見	

管理コード	130030	プロジェクト名		
要望事項	有害物質使用物	寺定施設等該当の	都道府県	大分県
(事項名)	判断となる有害物質の検出基準		提案事項管理番号	1013030
	の見直し			
	(地下水の環境基準の適用)			
提案主体名	大分コンビナー	卜企業協議会		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法第8条第1項
	水質汚濁防止法施行規則第6条の2
	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が
	定める検定方法
	地下水の水質汚濁に係る環境基準について

## 制度の現状

- ●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。
- ●有害物質を含むかの判断については、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める方法」(平成8年環境省告示第39号)に定める検定方法において、検出されないこととしている。
- ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の 実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。

### 求める措置の具体的内容

有害物質使用特定施設の対象外となる施設要件について、有害物質の基準を現行の不検出から地下水の環境基準未満に変更する。

## 具体的事業の実施内容・提案理由

長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生しているため、適用は合理的な範囲とする必要がある。

法の目的の一つは地下水の水質汚濁防止であるが、地下水の環境基準値未満の有害物質が仮に土壌へ漏えいしても、汚染を拡散しないため有害物質特定施設等に該当するかどうかの判断等は、地下水の環境基準を上回る有害物質の有無で判断することが適当である。

なお、公共用水域へ排水するものはすべて大分県・大分市と公害防止協定に基づき許容濃度を定めており、窒素やりんなどは排水基準より厳しい規制値となっている。公害防止協定に基づき、定期的に測定、一部は 24h 監視を行い、結果の報告も毎月実施するなど、モニタリングの体制は整えている。その他の排水基準項目についても、定期的に分析を実施しており、排水基準値以下を確認している。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

## 提案に対する回答 措置の分類 C 措置の内容

まず、有害物質使用特定施設とは、有害物質の使用、製造、処理を目的とする特定施設のことを言い、有害物質が不検出か否かで判断されるものではない。なお、有害物質使用特定施設に付帯する配管等については、有害物質を含む水が流れる部分に限り、構造基準及び定期点検が求められる。地下浸透規制は、地下水はいったん汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策審議会答申(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。

<中央公害対策審議会答申(平成元年)>「地下水質保全のあり方及び事故時の措置について」(抜粋)

- 〇地下水は、水道水源等の生活用水源として重要であり、しかも、地下水がそのままあるいは簡易な処理の下に飲用に用いられることも少なくないなど、地下水の汚染は国民の健康に直接影響する可能性がある
- ○また、以下のような特質についても考慮する必要がある
- ①地表水の場合と異なり、通常地下水は、一般的に流動が緩やかであるため。汚染物質の 希釈が期待できず、揮発も少なく、分解速度も遅いと考えられており、地表水と比べ、微量で も有害物質等によりいったん汚染されると、その影響が長期間にわたり継続すること
- ②地下水中での汚染物質の挙動は複雑でありその正確な把握は困難であることが多いこと 及び有害物質等に係る汚染の原因も多様であることから、汚染が発見されても汚染源の特定 が困難な場合が多いこと
- ③地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたとえ技術的に可能な場合であっても多額 の費用を要すること

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

大分石油化学コンビナートなど大分臨海工業地帯は海上の埋立地に立地しており(添付資料①)、設備がある地表数m下は海域であるため本規制が想定する地下水は存在しない。回答で示されたように本規制の目的が地下水汚染の未然防止であるならば、地下水が存在しない当該地区における有害物質の使用、製造、処理等を行う特定施設について、本規制の適用の対象外とすべきである。

加えて、添付資料②で示す理由により、地域住民の健康を脅かす危険性は低く、本規制が想定する地下水とは大きく状況が異なっている。

## 再検討要請に対する回答「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し

埋立地を含め、地下水の存在しない地面というものはありえず、したがって水質汚濁防止法の趣旨に照らし、地下水汚染防止の措置が講じられるべきである。

「当該埋立地と周辺住宅地との間に緩衝地帯(グリーンベルト)があるから問題ない」との主

張についても、地下水汚染が長期的に広範囲に拡散してしまった例は数多くあり、また、将来 にわたり当該土地に人が住まないという保証もなく、規制を緩和する理由にはならない。

## 〇再々検討要請

## 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい

### 提案主体からの再意見

水源地域や住宅地周辺の施設と、海上の埋立地である大分臨海工業地帯では、万一の有害物質漏洩時の汚染リスクが大きく異なると考えられる。

一律に規制するのでは無く、施設の立地条件や使用される有害物質の濃度により、リスクに 応じた規制内容とすることが合理的である。

水質汚濁防止法の主旨を踏まえ、同法に規定された規制内容は原則遵守すべきものと考えるが、一定の条件(立地、有害物質濃度、モニタリング体制等)を満たすものに対しては基準を緩和できる特区制度の創出を検討頂きたい。

管理コード	130040	プロジェクト名		
要望事項	有害物質使用特定施設等該当の		都道府県	大分県
(事項名)	判断となる有害物質の検出基準		提案事項管理番号	1013040
	の見直し			
	(公共用水域の	排水基準の適用)		
提案主体名	大分コンビナー	ト企業協議会		

制度の所管・関係府省庁	環境省	
該当法令等	水質汚濁防止法第3条第1項及び第2項	
	水質汚濁防止法第8条第1項	
	水質汚濁防止法施行規則第6条の2	
	水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が	
	定める検定方法	
	排水基準を定める省令	

## 制度の現状

- ●有害物質使用特定施設とは、特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設が該当。
- ●有害物質を含むかの判断については、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める方法」(平成8年環境省告示第39号)に定める検定方法において、検出されないこととしている。
- ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の 実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。

### 求める措置の具体的内容

有害物質使用特定施設の対象外となる施設要件について、有害物質の基準を現行の不検 出から公共用水域の排水基準未満に変更する。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

長大なパイプラインを有するコンビナートにおいては、水質汚濁防止法の「有害物質使用特定施設」の適用により、構造基準に対応するための工事や点検費用に膨大なコストが発生しているため、適用は合理的な範囲とする必要がある。

公共用水域の排水基準未満の有害物質であれば、仮に漏洩しても公共用水域の汚染を拡大しない。また海に臨するコンビナートにおいては、地下水や生活排水を汚染する可能性も少ないため、有害物質特定施設等に該当するかの判断は、公共用水域の排水基準を上回る有害物質の有無で判断することが適当である。

なお、公共用水域へ排水するものはすべて大分県・大分市と公害防止協定に基づき許容濃度を定めており、窒素やりんなどは排水基準より厳しい規制値となっている。公害防止協定に基づき、定期的に測定、一部は 24h 監視を行い、結果の報告も毎月実施するなど、モニタリングの体制は整えている。その他の排水基準項目についても、定期的に分析を実施しており、排水基準値以下を確認している。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

## 提案に対する回答 措置の分類 C 措置の内容

まず、有害物質使用特定施設とは、有害物質の使用、製造、処理を目的とする特定施設のことを言い、有害物質が不検出か否かで判断されるものではない。なお、有害物質使用特定施設に付帯する配管等については、有害物質を含む水が流れる部分に限り、構造基準及び定期点検が求められる。地下浸透規制は、地下水はいったん汚染されるとその回復が困難であることから、有害物質による地下水汚染の未然防止を図るために、中央公害対策審議会答申(平成元年)を踏まえ導入したものである。法目的である国民の健康の保護の観点からは、当該規制を緩和することは困難である。

<中央公害対策審議会答申(平成元年)>「地下水質保全のあり方及び事故時の措置について」(抜粋)

- 〇地下水は、水道水源等の生活用水源として重要であり、しかも、地下水がそのままあるいは簡易な処理の下に飲用に用いられることも少なくないなど、地下水の汚染は国民の健康に直接影響する可能性がある
- ○また、以下のような特質についても考慮する必要がある
- ①地表水の場合と異なり、通常地下水は、一般的に流動が緩やかであるため。汚染物質の 希釈が期待できず、揮発も少なく、分解速度も遅いと考えられており、地表水と比べ、微量で も有害物質等によりいったん汚染されると、その影響が長期間にわたり継続すること
- ②地下水中での汚染物質の挙動は複雑でありその正確な把握は困難であることが多いこと 及び有害物質等に係る汚染の原因も多様であることから、汚染が発見されても汚染源の特定 が困難な場合が多いこと
- ③地下水汚染の回復も技術的に困難であり、またたとえ技術的に可能な場合であっても多額 の費用を要すること

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

大分石油化学コンビナートなど大分臨海工業地帯は海上の埋立地に立地しており、設備がある地表数m下は海域であるため本規制が想定する地下水は存在しない。

地下が海域であることを考慮すれば、有害物質の使用、製造、処理等を行う特定施設であっても、モニタリング等により公共水域への排水基準を下回ることが担保・確認されている施設または施設の一部については、本規制の対象外とするべきである。

## 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し

埋立地を含め、地下水の存在しない地面というものはありえず、したがって水質汚濁防止法の趣旨に照らし、地下水汚染防止の措置が講じられるべきである。

「当該埋立地と周辺住宅地との間に緩衝地帯(グリーンベルト)があるから問題ない」との主張についても、地下水汚染が長期的に広範囲に拡散してしまった例は数多くあり、また、将来にわたり当該土地に人が住まないという保証もなく、規制を緩和する理由にはならない。

## 〇再々検討要請

## 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい

## 提案主体からの再意見

大分臨海工場地帯は海上の埋立地に立地しており、厳格な排水基準(水質汚濁防止法、公害防止協定)に基づき処理された工業用水は、隣接の海域に放水している。

また、同地帯の地下を掘削した際に出てくるのは海水であり、潮汐により水位が変わるなど、海域の影響による流動性があるものと考えている。

同地域においては排水基準以下の排水が万一漏洩したとしても、現状より汚染が進行しないと考えられ、モニタリング等により公共用水域の排水基準未満であることが担保・確認されている施設または施設の一部については、本規制の対象外として頂きたい。

管理コード	130050	プロジェクト名		
要望事項	共同排水処理施設に対する有害		都道府県	大分県
(事項名)	物質使用特定施設の適用除外		提案事項管理番号	1013050
提案主体名	大分コンビナート企業協議会			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	水質汚濁防止法第2条第2項
	水質汚濁防止法第2条第8項
	水質汚濁防止法第 12 条の4
	水質汚濁防止法第 14 条第5項
	水質汚濁防止法施行令第1条
	水質汚濁防止法施行令別表第1(第1条関連) 第 74 号
	水質汚濁防止法施行規則第8条の5
	水質汚濁防止法施行規則第9条の2の2

## 制度の現状

- ●水質汚濁防止法施行令別表第一第 74 号において、特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設が特定施設に規定されている。
- また、当該特定施設において、有害物質の製造、使用又は処理を目的に行う施設は有害物質使用特定施設に該当する。
- ●有害物質使用特定施設を設置する者に対して、構造基準等の遵守義務及び定期点検の 実施・記録の保存義務が平成23年の法改正により規定された。

## 求める措置の具体的内容

特定施設のうち、水質汚濁防止法施行令の別表第一の74は有害物質特定施設の対象外にする

### 具体的事業の実施内容・提案理由

活性汚泥を利用する共同排水処理施設ではアンモニア水を使用するため、有害物質使用特定施設の対象となる。しかし、活性汚泥を利用する場合であっても事業場個別の排水処理は特定施設ではないため対象外となっている。いずれもアンモニア水が存在するのに、合理性にかけると考えられる。

また、共同排水処理施設は複数の事業所から配管がつながっているため、全ての配管が検査対象となり、構造基準への適合工事や点検範囲が莫大なものとなる。コスト面などにおいて、環境管理として企業が許容できる負担を超えているため、見直しが必要である。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答 措置	置 <mark>の分類</mark> E	措置の内容	
-------------	----------------------	-------	--

共同排水処理施設が有害物質使用特定施設に該当する場合であっても、付帯する配管等、排水溝等として構造基準及び定期点検の対象となるのは、当該排水処理施設が設置されている事業場内に限られる。したがって、共同排水処理施設に排出している事業場からつながる配管等のすべてに対して、構造基準及び定期点検が適用されるものではない。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

## 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

## 提案主体からの意見

大分臨海工業地帯に立地する大分石油化学コンビナートは複数の事業場から構成されており、各事業場の排水処理は共同施設で行っている。同じ形式の排水処理施設が共同か場内であるかによって、有害物質使用特定施設の対象・非対象となるのは合理性にかけるという主張に対し、回答をいただけていない。

## 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し

非対象とすることは不適切。有害物質使用特定事業場内の排水処理施設については、個々の施設に対して構造基準規制が適用されなくとも、事業場全体として有害物質を含む汚水等の地下浸透が禁止されており(水濁法第12条の3)、いずれにせよ地下水汚染の防止対策が講じられる。これに対し、共同で処理を行っている施設については、これを有害物質使用特定施設の対象外とした場合、単に個々の施設に構造基準規制が適用されないのみならず、事業場全体として汚水の地下浸透が禁止されないため、地下水の汚染や健康被害の発生に繋がるおそれがある。

ただし、御指摘のように、同種の施設であっても共同施設であるか場内施設であるかによって規制の対象となるかどうかが変わることについては、両者ともに構造基準の規制対象とすることについて、必要性も含め検討してまいりたい。

## 〇再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

管理コード	130060	プロジェクト名		
要望事項	特定外来生物(植物)の保管・運		都道府県	長野県
(事項名)	搬規制の適用除外		提案事項管理番号	1016030
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	外来生物法第4条、外来生物法施行規則第2条
4.1. <del></del>	

### 制度の現状

法第5条第1項の許可を受けてその許可に係る飼養等する場合又は第3章の規定による防 除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、特定外来生 物を飼養等(飼養、栽培、保管又は運搬)してはならない。

## 求める措置の具体的内容

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)第4条で、規制されている特定外来生物の一時保管・運搬について、対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策をしている場合は、同法第 18 条で定める確認、認定を受けなくても一時保管・運搬を可能とする。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

個人やボランティア等による特定外来生物(植物)の小規模な防除について、外来生物法の確認・認定を受けなくても、ビニール袋詰めによる逸出防止措置を行えば、長野県下における外来生物法における一時保管・運搬の規制をかからなくする。

### 【提案理由】

特定外来生物に指定された植物の拡大により、生態系や景観の阻害等が発生し、美しい自然環境の観光地における魅力の低下等、経済活動へも大きな影響がある。特定外来生物の駆除は、捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除き、誰でも自由に行うことができるが、特定外来生物を生きたまま運搬することは、例外規定※はあるものの、逸出等の懸念から原則禁止されている。

しかし、植物は運搬時の注意により逸出の懸念は低く、袋に入れて適切な処理ができれば、誰もが駆除できるようにすることで地域住民等による自主的な駆除対策が更に広がると 考えられる。

なお、本提案は、H24.12.13 の中央環境審議会から意見具申された「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」として、短期的に講ずべき必要な措置内容であり、環境省の課題に対しての解決にもつながる。

※例外規定: 国の職員が関係法令に係る業務として行う運搬、地方公共団体の職員が主務大臣から確認を受けた防除実施計画に基づき行う場合、それ以外の者が主務大臣から認定を受けた防除実施計画に基づき行う場合 等

### 【代替措置】

運搬時に対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策を行うことを条件とするので、逸出の懸念は低い。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答 措置の分類 D·F 措置の内容 IV

特定外来生物を生きたまま運搬することは外来生物法第4条により規制されている。 防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これによら ない場合でも、防除個体をその場で殺処分又は枯死させたうえで、一時保管・運搬することは 可能である。

また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という。)等の規定により行う廃棄物の処理には、法第4条の規定は適用されないため、例えば、廃掃法に基づく許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集し処分する場所に運搬することは可能である。

上述のとおり、現行の規定によっても、確認・認定を受けずに一時保管・運搬を伴う防除を実施することは可能である。

なお、平成24年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見具申において、外来生物法の確認・認定を受ける必要のない個人やボランティア等が行う小規模な防除の一層の進展に向け、外来生物法の運用の検討を進めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態等に関する適切な知識を持たずに運搬をすることによる拡散の可能性があることや、拡散を意図した悪意のある運搬に対する規制の実効性を保つ観点から、規制の適用除外の対象となる行為は限られているところ。こうしたことも踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、一定の逸出防止措置を講じた上で、処分のために移動させる行為は、法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定している。なお、平成25年6月に成立・公布された改正外来生物法の施行に向けた運用の整理とあわせて検討を進めているところであり、改正外来生物法の施行前後には整理される見込み。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

## 提案主体からの意見

特定外来生物(植物)対策の現状を理解頂き、提案趣旨に沿った回答を頂いたものと理解している。対策は急務であり、国と地方が手を携え取組むべきものと考えているので、引き続き早期の円滑な対策実施に向け特段の配慮をお願いしたい。

<mark>再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し</mark> D•F

「措置の内容」の見直し

IV

ボランティア等による防除が推進されるよう、前回回答でお示しした現行規定の運用改善について鋭意検討を進めたい。

### 〇再々検討要請

## 再々検討要請

提案主体からの再意見

管理コー	-ド	130070	プロジェクト名	С	OI プロジェクト	
要望事項		研究目的排水の廃棄物処理法に		ſΪ	都道府県	長野県
(事項名)		係る業の許可が不要となる条件の		提案事項管理番号	1016050	
		明文化				
提案主体	本名	長野県				

制度の所管・関係府省庁	環境省		
該当法令等	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成 17 年3月 25 日閣議		
	決定)において平成 17 年度中に講ずることとされた措置(廃棄物		
	処理法の適用関係)について(通知)		
	(平成 18 年3月 31 日付け 環廃産発第 060331001 号 環境省大		
	臣官房廃棄物・リサイクル対策部長産業廃棄物課長通知)		

### 制度の現状

産業廃棄物を使用した試験研究について、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄物の処理を業として行うものではないため、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない。また、当該試験研究にのみ使用する施設は、試験研究を目的としたものであり、産業廃棄物処理施設の設置の許可は要しない。

上記試験研究に該当するか否かについては、あらかじめ、都道府県知事等が当該試験研究の計画の提出を求め、試験研究と称した産業廃棄物の処理に該当しないか等を本通知の各種要素に照らし、判断することとなっている。

### 求める措置の具体的内容

様々な排水等を実証試験プラントを保有する大学に搬入し、排水等の処理の実証試験が円滑に実施できるよう、大規模な実証試験については廃棄物処理法に係る業の許可不要について明文化してほしい。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

大学内の実証プラントにおいて、様々な水質を踏まえた実証試験を実施するため、ある程度の規模の排水等を用いた水処理実証試験が必要となる。この場合、国内工場からの排水等 (産業廃棄物)を円滑に大学内に持ち込み試験研究ができるよう、国として、大規模な実証試験については無許可での実施ができることを明文化してほしい。

#### 【提案理由】

文部科学省のCOI事業として、海水、かん水、油を含む水から、塩分や油等を除去して、 生活用水、工業用水、農業用水として利用するため、造水性、耐熱・耐久性を飛躍的に向上さ せた物質分離材料の開発、モジュール化、プラント化等の構築を実施する。

今後、大学内の実証プラントにおいて水処理の性能試験を実施する場合、例えば、国内工場から排出される排水(産業廃棄物)をドラム缶等の搬送容器に入れて大学内の実証プラントに搬入することが必要となる。

取り扱う産業廃棄物の量が必要最小限の量であるか等の情報を基に、都道府県知事が試験研究に該当すると認めれば、産業廃棄物処理業等の許可を要さないこととなっている(平成18年3月31日交付 環廃産発060331001号 環境省産業廃棄物課長通知)が、その量の判断はあいまいである。そのため、ある程度の大規模な実証試験が想定されることから、国として、大規模な実証試験については無許可での実施ができることを明文化してほしい。

### 【代替措置】

研究開発を進める企業、大学等が制度の趣旨や手続き等の理解を深めた上で、手続き等のノウハウの蓄積、共有化を強化し、法律の趣旨に沿った運用になるよう配慮する。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

## 提案に対する回答 措置の分類 D 措置の内容

産業廃棄物を使用した試験研究が、営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究に該当するか否かについては、当該試験研究の内容の合理性、廃棄物処理法に照らし不適正処理に当たらないこと等を、当該試験研究の計画をもとに都道府県知事等が個別の試験研究ごとに判断することとなっている。

御指摘の取り扱う産業廃棄物の量が必要最小限の量であるか等の試験研究の該当性に係る判断については、試験研究の内容や目的等によってそれぞれ異なるものであることから、 一律に基準を示すことは適当ではないと考える。

なお、都道府県等が当該試験研究が試験研究と銘打った廃棄物の処理ではないということを試験研究計画に基づいて判断されるのであれば、当該試験研究については産業廃棄物処理業及び産業廃棄物施設設置の許可を要しないこととなる。

## 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの意見

必要最小限の量であるか等については都道府県が個別の試験研究ごとに判断することとされているが、必要最小限の判断が難しいため、研究計画が具体的に決まったところで許可の有無を判断していては時間を要し、研究開発に支障をきたすことが懸念される。国家プロジェクトによる試験研究においては、早期成果の創出が必要であることから、許可を要さない取扱を可能としていただきたい。

## 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し D 「措置の内容」の見直し 一

取り扱う産業廃棄物の量が当該試験研究にとって必要最小限の量であるか否かの判断は、 各試験研究の内容や目的等によってそれぞれ異なるものであることから、一律に基準を示す ことは適当ではない。

試験研究であることをもって、通常必要とされる廃棄物処理法における廃棄物処理業及び 廃棄物処理施設の設置許可を不要とする以上、廃棄物処理法における許可及び指導監督権 限を有する都道府県知事等により、個別の試験研究ごとに、当該試験研究の目的や計画等 に照らしてその廃棄物の量や試験期間の妥当性を判断する必要がある。 なお、都道府県知事等が、当該試験研究が試験研究と銘打った廃棄物の処理ではないということを試験研究計画に基づいて判断すれば、当該試験研究については産業廃棄物処理業及び産業廃棄物施設設置の許可を要しないこととなるため、御提案の事案における手続きの迅速化については、長野県内において廃棄物部局と調整いただくことが必要と考える。

## 〇再々検討要請

<b>し行べ快討女胡</b>	
再々検討要請	
提案主体からの再意見	

管理コード	130080	プロジェクト名		
要望事項	狩猟の要件緩和		都道府県	長野県
(事項名)	(狩猟期間の延長)		提案事項管理番号	1016110
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	環境省	
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
	第2条第5項、第 11 条第2項、第 14 条第2項	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	
	第9条	

## 制度の現状

狩猟期間は、農林作業の実施時期や山野での見通しの効く落葉期等の安全確保の観点及び狩猟鳥獣の保護を勘案し、現状では以下のとおりとなっている(ただし、鳥獣保護法第68条に規定する猟区では、狩猟初心者の捕獲技術向上のため、長期間に設定されている)。

- 北海道以外の区域:毎年 11 月 15 日~翌年2月 15 日(猟区の場合は毎年 10 月 15 日~翌年3月 15 日)
- ・北海道の区域:毎年10月1日~翌年1月31日(猟区の場合は9月15日~2月末日)
- ※青森県、秋田県及び山形県の区域内(猟区の区域外)で、特定のカモ類を捕獲する場合は、毎年11月1日~翌年1月31日

また、鳥獣保護法第14条第2項に基づき、都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画により、当該計画の対象鳥獣に限って、毎年 10 月 15 日(北海道では9月 15 日)~翌年4月 15 日の範囲で、上記の狩猟期間を延長することが可能。

なお、鳥獣保護法第14条第2項に基づき狩猟期間に関わらず、農林水産業等への被害防止に係る鳥獣の捕獲等については、鳥獣保護法第9条に規定する許可を得て行うことが可能。

### 求める措置の具体的内容

狩猟鳥獣のうち都道府県知事が定めた鳥獣について、わな等を用いた狩猟について、狩猟期間を通年とする。

## 具体的事業の実施内容・提案理由

野生鳥獣の狩猟による捕獲を促進するため、狩猟期間を現行の 11 月 15 日から 2 月 15 日までとする規制を、都道府県が鳥獣保護法第 4 条に基づく「鳥獣保護事業計画」において特に定めた狩猟鳥獣に限り、わな及び銃(わな猟の止めさしに使用する場合に限る)に限って廃止し通年とする。

### 【提案理由】

個体数が増加している野生鳥獣による農林業被害や、高山帯における希少植物の食害等が近年顕在化し、個体数管理のための捕獲推進が必要となっている一方、減少と高齢化が進んでいる捕獲を担う狩猟者を確保することが喫緊の課題となっている。また、捕獲した個体

のほとんどを埋設処分しており、捕獲個体を有効利用することが課題となっている。

今回提案する規制緩和により、野生鳥獣の捕獲が促進され、農林業被害や高山帯での食害等の軽減が図られる。また、捕獲した鳥獣の食肉としての販路の確保や処理施設の整備等を併せて行って活用することにより、山村地域における新たな産業の創出が図られ、若者の雇用機会の確保による人口流出の抑制に資することができる。

### 【代替措置】

わなの通年設置には事故防止が必要であるが、設置が義務付けられている標識を見易い 位置にするなどの工夫により対応出来る。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

## 提案に対する回答 措置の分類 C 措置の内容 I

現行制度においては、安全確保や狩猟鳥獣の保護のために狩猟期間を定めており、その通年設定を認めていないが、狩猟期間に関わらず、農林水産業等への被害防止に係る鳥獣の捕獲等については、鳥獣保護法第9条に規定する許可を得て行うことができる。また、許可の期間についても通年とする等、必要に応じて長期間に設定することができる。さらに、被害への迅速な対応のため、実際に被害が生じていなくても、被害が生じるおそれがある場合は、許可による捕獲等(予察捕獲)が可能となっている。

本件は、農林業被害や高山帯での食害等の被害を与えるニホンジカ及びイノシシの捕獲促進を目的とした御提案と理解したが、以上の理由から、現行制度においても、狩猟期間に限らず被害防止を目的とした捕獲の促進が可能である。

なお、都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画により、その対象鳥獣に限って、狩猟期間を 10 月 15 日~4月 15 日の範囲で延長することが可能である。貴県においては、特定鳥獣保護管理計画によりニホンジカ及びイノシシの狩猟期間を 11 月 15 日~3月 15 日に延長されているが、更に2ヶ月間の延長が可能である。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

平成 25 年8月に環境省が公表した「統計処理による鳥獣の個体数推定について」では、現時点で北海道を除く全国のニホンジカの個体数を 261 万頭と推定し、現在の捕獲率を維持した場合、2025 年には 500 万頭に増加すると試算しているところ。

本提案は、上記を踏まえて、シカ・イノシシ個体数の調整を一層推進するため、個体密度が高い地域を特区に指定して、安全性の高い方法の狩猟による捕獲を通年で実施しようとするものであり、現状の通年可能な許可捕獲を更に推進するとともに、併せて本提案を実施していくことが、必要な捕獲数の確保を実現していくため有効であることに御配慮いただきたい。

### 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し

C 「措置の内容」の見直し

I

現行制度においては、安全確保や狩猟鳥獣の保護のために狩猟期間を定めており、その 通年設定を認めていないが、狩猟期間に関わらず、農林水産業等への被害防止や特定鳥獣 の数の調整に係る鳥獣の捕獲等については、鳥獣保護法第9条に規定する許可を得て行うことができる。また、許可の期間についても通年とする等、必要に応じて長期間に設定することができる。さらに、被害への迅速な対応のため、実際に被害が生じていなくても、被害が生じるおそれがある場合は、許可による捕獲等(予察捕獲)が可能となっている。

御提案の内容は、効率的かつ安全に捕獲を推進するため、特定の地域・猟法に限って通年で捕獲を実施しようとするものと理解したが、このような捕獲は、上述の許可捕獲で対応可能である。

なお、都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画により、その対象鳥獣に限って、狩猟期間を 10 月 15 日~4月 15 日の範囲で延長することが可能である。貴県においては、特定鳥獣保護管理計画によりニホンジカ及びイノシシの狩猟期間を 11 月 15 日~3月 15 日に延長されているが、更に2ヶ月間(前後1ヵ月間)の延長が可能である。必要に応じて、更なる狩猟期間の延長もご検討いただきたい。

### 〇再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

管理コード	130090	プロジェクト名		
要望事項	狩猟の要件緩和		都道府県	長野県
(事項名)	(狩猟免許取得年齢の引き下げ)		提案事項管理番号	1016111
提案主体名	長野県			

制度の所管・関係府省庁	環境省	
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
	第 40 条第1号	
制度の現状		

### 求める措置の具体的内容

網及びわなの免許を受けることが出来る年齢を 18 歳以上とする。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

網及びわなに係る狩猟免許の受験資格を現行の 20 歳以上とする規制を 18 歳以上に引き 下げ、若者の地域における捕獲活動への参加促進を図る。

### 【提案理由】

個体数が増加している野生鳥獣による農林業被害や、高山帯における希少植物の食害等が近年顕在化し、個体数管理のための捕獲推進が必要となっている一方、減少と高齢化が進んでいる捕獲を担う狩猟者を確保することが喫緊の課題となっている。また、捕獲した個体のほとんどを埋設処分しており、捕獲個体を有効利用することが課題となっている。

今回提案する規制緩和により、野生鳥獣の捕獲が促進され、農林業被害や高山帯での食害等の軽減が図られる。また、捕獲した鳥獣の食肉としての販路の確保や処理施設の整備等を併せて行って活用することにより、山村地域における新たな産業の創出が図られ、若者の雇用機会の確保による人口流出の抑制に資することができる。

なお、網及びわな免許の取得年齢については、現在環境省の野生鳥獣保護管理のあり方 小委員会で、引き下げについて議論されていることを踏まえ、提案するものです。

### 〇各府省庁からの提案に対する回答

## 提案に対する回答 措置の分類 C・F 措置の内容 I

狩猟免許は、生命、身体等の危険を伴う猟具の使用に関する免許であることから、免許の 取得に年齢制限を設けているところであり、地域を限定して特例的にその引き下げを行うこと は危険を防止する観点から適切でないと考える。

なお、貴県からの提案理由でも御指摘のとおり、現在、中央環境審議会において、狩猟免許の年齢引き下げも含め、鳥獣保護管理に携わる若い人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向け、幅広い観点から議論が行われているところであり、今後、来年1月頃の中央環境審議会の答申を踏まえ、詳細な措置を検討する予定。

## 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
<u> </u>		0.5		т.
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C•F	「措置の内容」の見直し	1

## 〇再々検討要請

O 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
再々検討要請	
提案主体からの再意見	

管理コード	130100	プロジェクト名		
要望事項	広域認定制度の	つ対象の緩和	都道府県	岐阜県
(事項名)			提案事項管理番号	1023010
提案主体名	駄知陶磁器工業	 美組合		

制度の所管・関係府省庁	環境省	
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の4の3	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 12 の8	
	及び第 12 条の 12 の 10	

## 制度の現状

廃棄物処理法施行規則第 12 条の 12 の8第 2 項において、「製品が産業廃棄物となつたものであつて、当該産業廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、当該産業廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるもの」と規定があり、製造事業者等が自らの製造物について廃棄物になった時に、自社の製品のみに限って、廃棄物の処理及び廃棄物処理法の特例を認めている。

### 求める措置の具体的内容

広域認定制度で強化磁器食器を含む磁器食器類(陶磁器くず)を対象とする場合においては、その製造者に限定せず回収できるようにすることを求める。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

### 【実施内容】

再生利用品目にある廃プラスチック類や廃タイヤと異なり、陶磁器産業界(製土会社と公的機関)が把握している磁器素材は、成分分析・組成データでも明らかなように同等素材である。各々の製陶会社は、同等素材の磁器陶土を製土会社から入手して、陶磁器食器を製造している。そこで、現行の広域認定制度では同等素材である他社製を回収できないことについて、その製造者に限定せず回収できるようにすることを求める。

### 【提案理由】

- ・磁器素材に元々JIS 規格はないが、分析データで同等であることが分かっている。しかし現行法では、メーカーは混在した廃磁器食器(強化磁器含む)を分別させ自社製のみしか回収できないのである。
- ・経営資源(粉砕処理機含め)を持つ駄知町で廃食器を回収できれば、高齢者雇用事業で廃食器が分別でき、安価で高品質な再生陶土を作ることができる。また、製造販売事業者等に広域認定を取得させ、排出事業所と処理行程で直接関与することで、利用者の意見を取り入れたエコ食器が生産でき、収集運搬、粉砕処理事業も確立でき、雇用拡大にも貢献できるのである。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

## 提案に対する回答 措置の分類 C 措置の内容

広域認定制度は、製品の製造事業者等が自社製品の処理を広域的・適正に行う場合に環境大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とする制度である。その対象を製造事業者等が自社製品の処理を担う場合に限定しているのは、これが拡大生産者責任に則ったものであり、①製造事業者等は自社製品の性状・構造を熟知しているため高度な再生利用が期待できること、②再生又は処理しやすい製品設計への反映が期待できること等のメリットがあるためである。

他社の製品を広く収集して処理を行うという業態は、通常の廃棄物処理業と変わりなく、これを広域認定制度の対象に追加することは、廃棄物処理業の許可制度が骨抜きになり、不適正処理が横行する事態にもなりかねない。このため、要望に応えることは、困難と考える。

## 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

## 提案主体からの意見

制度で強化磁器を含む陶磁器くずを対象とする場合、製造者に限定せず回収ができるように求めたが、その回答は現行制度の対象に磁器食器を追加することで産業廃棄物処理業の許可制度が骨抜きになり、不適正処理が横行する事態にもなりかねない、であった。事は資源保護と産業再生である。現行法では困難を極める故に、有識者と共に協議をし法制化して頂きたいのである。産業再生を奨める構造改革特区の特例として陶磁器くずの資源保護を法制化し、産廃業者に対し通達、先進的な試みとして理解させることである。仮に陶磁器くずを対象にしても産廃業者は排出事業所と協議の上、陶磁器産地で CSR を推進する業者と連携を計らなければ資源化を請負うことは不可能である。この道筋を法制化し、現状、東京都、神奈川県、大阪府、岐阜県に登録している産廃業者に対し指導させることができれば、CSR 推進を図る産廃業者からも陶磁器産業界に支援が成されるのである。

## 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C

「措置の内容」の見直し

広域認定制度の趣旨については、前回の回答でお伝えしたとおりである。実際に昨年6月に 陶磁器メーカーから広域認定申請があり、この趣旨を御理解いただいた上で認定を取得し、

御提案の資源の保護は、広域認定等の制度によって、自社製品の製造、販売、回収ルートを製造事業者が排出事業者と連携して確保することで可能となるものである。

また、広域認定制度では当該廃棄物にやむを得ず混入してしまったものや、自社製品に付随して回収される程度の他社製品についても、一定の要件を満たすと審査で認められた場合には対象としているところである。

## 〇再々検討要請

### 再々検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

現在、この認定スキームで自社製品の回収を行っているものと承知している。

### 提案主体からの再意見

学校給食の廃強化磁器食器(以下廃食器)の現状は、エコマーク食器の誕生により他社製品と混在し続け、広域認定を取得しても資源保護に手が出せない状況である。広域認定制度は自社製品の廃棄物の処理に限り特例を認めているが、営利目的でない学校・保育の給食市場に限り他社製品の廃棄物も処理できるよう緩和されたい。自治体の入札仕様書には「素材規格としてアルミナ 30%を配合したリサイクル食器であること」が明記され、同業他社も自社製品と混在した他社製品の廃食器を有価回収し再生処理している。学校給食で制度の緩和ができれば、同業他社にも広域認定の取得を促すこともでき資源化への門戸を拡げる施策にもなり得るのである。

管理コード	130110	プロジェクト名		
要望事項	再生利用認定制	削度の対象の緩和	都道府県	岐阜県
(事項名)			提案事項管理番号	1023011
提案主体名	駄知陶磁器工業	美組合		

制度の所管・関係府省庁	環境省	
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の4の2	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 12 の2	
	及び第 12 条の 12 の4	

## 制度の現状

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定する制度を設け、認定を受けたものについては処理業及び処理施設設置の許可を不要とする規制緩和措置を講じたものである。

## 求める措置の具体的内容

再生利用認定制度の対象に「廃食器(強化磁器食器を含む磁器食器類(陶磁器くず))を粉砕し、陶磁器食器の原材料として使用する場合」を追加することを求める。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

#### 【実施内容】

再生利用品目にある廃プラスチック類や廃タイヤと異なり、陶磁器産業界(製土会社と公的機関)が把握している磁器素材は、成分分析・組成データでも明らかなように同等素材である。各々の製陶会社は、同等素材の磁器陶土を製土会社から入手して、陶磁器食器を製造している。そこで、再生利用認定制度で「廃食器(強化磁器食器を含む磁器食器類(陶磁器くず))を粉砕し、陶磁器食器の原材料として使用する場合」を追加することを求める。

### 【提案理由】

本事業は、再生利用の内容の基準(施行規則第12条の12の4)に合致するものである。経営資源(粉砕処理機含め)を持つ駄知町で廃食器を回収できれば、高齢者雇用事業で廃食器が分別でき、安価で高品質な再生陶土を作ることができる。また、製造販売事業者等に広域認定を取得させ、排出事業所と処理行程で直接関与することで、利用者の意見を取り入れたエコ食器が生産でき、収集運搬、粉砕処理事業も確立でき、雇用拡大にも貢献できるのである。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答 措置の分類 C 措置の内容	_
------------------------	---

再生利用認定制度は、生活環境の保全を確保しつつ再生利用を大規模・安定的に推進するための制度として創設された特例的な措置であり、①再生品が市場において確実に利用さ

れる製品となることにより、再生製品の利用を含め再生利用において生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがないこと、②こうした再生製品を生み出すためには、既存生産設備を活用することが有効であり、その生産設備が日常的な監視を要せずとも生活環境の保全が確実に担保されるよう安定的に稼働しているものであること、等が確保される場合については、国の認定により業及び施設設置の許可を不要としている。

それらを表現したものとして施行規則に規定している認定を受ける者の基準には、当該認定 に係る再生利用を自ら行う者であることや、当該認定に係る再生利用を一定期間以上、業と して的確に行っている実績を有する者であることなどを要件として定めているが、御提案の事 業はこれらの基準に合致していない。

このため、本制度の趣旨である生活環境の保全を確保するための生産設備の安定的稼働を担保することができず、本来必要となる業及び施設設置許可を国の認定により不要とする本制度にはなじまない。

したがって、御要望にお応えすることは困難である。

## 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

## 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

## 提案主体からの意見

制度基準に合致せず困難であると回答があったが、是非、プラスチックやタイヤと同一目線で必要な陶磁器産業と捉えて頂きたい。認定基準は回収実績と許可業の整備である。当該認定に係る再生利用を一定期間以上、業として的確に行なっている実績を有する者と定めているが、ものづくり日本大賞受賞事業所(大臣表彰)の3社(山津製陶と馬駈鉱産と広域認定業者であるおぎそ)が参加する(社)グリーンライフ21は15年以上前から多くの自治体依頼で回収し、参加製造会社の生産設備や生活環境の保全を確保し、再生食器として販売実績を上げている。大臣表彰を受賞し駄知町内に芽生えた再生利用の流れで回収実績を有するおぎそ(広域認定)の再生利用事業モデルを駄知陶磁器工業組合に無償贈与し、おぎそがコンサルとして参画することでプラスチックやタイヤと同等に再生利用が安定的に推進できる。組合は再生利用関係項目を管理するだけのことである。駄知町産業界として英知を集積した本提案は制度の趣旨、基準にも合致すると考え、構造改革特区緩和策として提案した。

### 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し

C 「措置の内容」の見直し

再生利用認定制度は、廃棄物処理法の特例制度として、生活環境の保全を担保とするため、既存の生産設備を活用して大規模・安定的に再生利用を推進することなどを制度の趣旨としている。

そのため、認定を受けようとする主体が自ら、当該申請に係る再生利用を、業として一定期間以上的確に行っている実績を求めているところであり、その主体が他社に委託して行う事業や、新たに生産設備を取得して事業を行うことについては、再生利用認定制度の趣旨にそぐわないものである。

なお、構造改革特別区域基本方針別表1では、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業は、特例措置を求める廃棄物について、管轄自治体で法令を上回る規制(関係者の同意・流入規制)を自ら設けていない場合が対象となっている。一方、管轄自治体の岐阜県では、岐阜

県廃棄物の適正処理等に関する条例で県外からの流入廃棄物に対して事前届出制の流入 規制を課しているため、そもそも構造改革特区に係る認定申請の条件を満たさないと判断さ れる。

## 〇再々検討要請

## 再々検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

## 提案主体からの再意見

実績のない事業主体はそぐわないと回答を受け、実績を持つ事業主体に変更するので対象の緩和をされたい。Re 高強度磁器食器の開発の成分分析結果から廃食器中には 27.63%~53.80%のアルミナ(/AL2O3)が含有、(株おぎそは再生利用で平成 17 年 5 月には廃食器の有価回収を始め、馬駈鉱産(株)は廃食器を 20%配合したアルミナ 30%配合のリサイクル陶土を製造し、山津製陶(株)はこの陶土で Re 高強度磁器食器(OEM)を製造し、平成 17 年 8 月、台東区教委に初納品し、馬駈鉱産(株)も山津製陶(株)も現在まで環境保全を遵守し、新たに生産設備を取得せず既存生産設備を活用して再生利用を行なってきた。

管理コード	130120	プロジェクト名		
要望事項	廃棄物系のバイオマス資源の収		都道府県	兵庫県
(事項名)	集・運搬等の許可要件の緩和		提案事項管理番号	1032060
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	環境省	
該当法令等	廃棄物処理法第7条第1項	
	廃棄物処理法施行規則第2条第2号	

### 制度の現状

一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

## 求める措置の具体的内容

一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の実施に際し、事業計画の内容について都道府県知事が関係市町との間で調整を行った上で、主務大臣が事業計画の認定を行った場合には、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要の特例と同様に、関係市町村による一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする。

#### 具体的事業の実施内容・提案理由

一般廃棄物である剪定枝等の再生利用事業を効果的に推進するためには、市町域を超える収集運搬が必要であるが、その際に、市町毎に収集運搬業の許可が必要であり、再生利用が進んでいない。また、市町において再生利用指定制度等を活用した積極的な取組は一部。

再生利用の必要性について市町の理解を深めるためにも、食品廃棄物と同様に、剪定枝等の再生利用が担保されている場合には、主務大臣が再生利用事業計画を認定することにより、関係市町の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例措置を認め、剪定枝等の再生利用を促進したい。

### 〇各府省庁からの提案に対する回答

一般廃棄物は市町村の統括的な処理責任の下で一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、市町村以外の者が一般廃棄物を処理する場合には適正処理を確保する観点から市町村の監督を受ける必要がある。一般廃棄物である剪定枝の処理事業を円滑に実施するためには、関係市町村に剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけていただくこと、処理施設の立地に関する地域住民の理解を深めることなど、関係市町村の協力

が不可欠である。

仮に、不適正な処理により生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら支障の除去等を行わなければならないこととなる。このことを斟酌すると、剪定枝等の処理について市町村(発生した市町村以外の市町村で廃棄物を受け入れることとなった市町村を含む)の意向に基づかずに市町村による廃棄物収集運搬業の許可を不要とする制度が設けられた場合、事業実施段階において、適正な処理が担保できない等の観点から市町村の協力が得られないことが想定される。

御指摘の一般廃棄物である剪定枝等廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業を促進するのであれば、まずは、特区の活用よりも、貴県下の市町村に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解していただいた上で廃棄物処理法に基づく市町村による再生利用指定制度を活用していただくことが適切である。

以上のことから、特区として対応することは困難である。

なお、食品リサイクル法の再生利用事業計画の認定による許可不要の特例措置については、再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等の利用など、食品リサイクル・ループの事業を特例措置としているものであることから、単なるバイオマス資源の再生利用事業とはそもそも異なるスキームであり、同一に考えることはできない。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの意見

- ・ご指摘のとおり、市町に再生利用指定制度を活用していただくことが適切であるが、現在、 県内市町において再生利用指定制度を活用し、積極的に利活用を進めている取組はごく一 部。
- ・再生利用の必要性について市町の理解を深めるため、また、広く薄く存在する剪定枝等は 市町を越えた広域的な収集運搬が合理的であるため、特区制度を活用し、再生利用が担保さ れている場合には各市町毎に必要な一般廃棄物の収集運搬業許可を不要とする等の特例 措置を認める先導的な取組を実施したい。

## 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し ー

先の回答でも述べたとおり、一般廃棄物については、市町村の統括的な処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従って処理されているところであり、御提案の事業を円滑に実施するためには、関係市町において剪定枝等の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけてもらう等関係市町の協力は不可欠であると考える。こうした市町村の理解・協力が得られていないにもかかわらず、規制緩和の特区を実施することにより、仮に、不適正な処理が行われ、生活環境保全上の支障が生じた場合、最終的には市町村自ら行政代執行等により支障の除去を行わなければならないといった責任が市町村にあることを斟酌すると、関係市町(特に、他市町の廃棄物を受け入れることとなる市町)の意向を考慮しない制度を設けることにより、かえって市町村の協力が得られないことが想定される。

このため、特区の活用よりも、まずは、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。

一方、貴県下の市町に剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業の必要性等を 理解してもらうことができれば、再生利用指定制度を活用することにより、速やかに実現する ことが可能である。

以上のことから、特区として対応することは困難である。

なお、都道府県によっては、県内市町村における再生利用指定制度の導入割合が高く、積極的に再生利用指定制度を導入している自治体もあることから、貴県下の市町に再生利用事業の必要性等を理解してもらうことが重要である。

### 〇再々検討要請

## 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの再意見

現状として、剪定枝等の再生利用に対しての市町の認識は高くなく、また、再生利用指定制度を活用している市町もごく一部である。まずは市町の認識を高めていくことが重要なのはご指摘のとおりである。

広く薄く存在する剪定枝等はある程度広域的な収集運搬がやはり合理的であり、また、再生利用に対する市町の認識を高めるためにも、再生利用が担保されている場合には市町毎に必要な一般廃棄物の収集運搬業許可を不要とする等の特例措置を事業者に認める先導的な取組を実施したい。

管理コード	130130	プロジェクト名		
要望事項	狩猟免許試験における試験項目		都道府県	兵庫県
(事項名)	の一部免除		提案事項管理番号	1032070
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第 48 条第 2 号
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則
	第 53 条

## 制度の現状

狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。

- ①狩猟について必要な適性
- ②狩猟について必要な技能
- ③狩猟について必要な知識

## 求める措置の具体的内容

狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ狩猟後継者の確保が困難と県が認める地域の居住者のうち、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験負担を軽減すること。

## 具体的事業の実施内容・提案理由

本県では、狩猟後継者(特に銃猟)の確保が喫緊の課題となっており、銃猟見学会やシューティン グ・シミュレーターによる銃猟模擬体験会の開催などの狩猟後継者確保策に鋭意取り組んでいると ころである。

狩猟免許試験の実施にあたっても、開催箇所の増加や休日開催の実施など受験者の利便性向上のための様々な取り組みを行っており、さらなる利便性の向上、狩猟免許受験者の増加策の一つとして、銃砲所持許可を有する者に対する一部試験の免除を求めているものである。

免許試験における「銃器の点検・分解結合、装填、脱包」の確認が事故の未然防止と安全確認を進める上で重要なことは認識しているが、本県の提案趣旨にご理解願いたい。

### 〇各府省庁からの提案に対する回答

当省としても鳥獣保護管理の担い手の確保は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。

銃刀法の銃砲所持許可(以下、「所持許可」という)に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。

なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由 に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断す ることはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。 基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなってしまう場合がある。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

## 提案主体からの意見

- ・近年、猟銃の誤射等による死亡・重傷事故が多発しており、事故の未然防止と安全確保を進めるためにも、狩猟免許試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除するのは適当でない、という国意見はもっともであるが、銃刀法に基づく銃所持許可者は、これら操作については当然修得しており、事故防止のための一定水準以上の知識・技量は有しているものと考えられる。
- ・銃所持許可者に対して銃所持許可の検定と重複する課題を免除し負担軽減を図ることが、本県の喫緊の課題となっている狩猟後継者(特に銃猟)の確保につながると考えた上での提案であり、一定の理解をお願いしたい。

## 再検討要請に対する回答 「措置の分類」の見直し C 「措置の内容」の見直し I

当省としても、鳥獣保護管理の担い手である狩猟者の負担軽減は重要な課題であると認識しているが、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために必ず確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。

銃刀法の銃砲所持許可(以下、「所持許可」という)に係る技能検定において、基本操作に関する試験項目で減点された場合でも、技能検定に合格する可能性がある。この場合、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る試験項目でも減点を受ける可能性があるが、当該試験項目を免除すると、減点はないものとみなすことになり、受験者の有する技能を正しく評価できない。また、試験項目を減らすことは、他の受験者との間に不公平を生じさせる。

なお、現実に、所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由 に狩猟免許試験に不合格となるものは存在しており、基本操作を当然習得していると判断す ることはできず、また狩猟免許を所持するに足る技量を有していると判断することはできない。 基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することとなっ てしまう場合がある。

## 〇再々検討要請

## 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

## 提案主体からの再意見

事故の未然防止と安全確保を進めるためにも、狩猟免許試験における銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を免除するのは適当でない、という国意見はもっともであるが、銃刀法に基づく銃砲所持許可を有する者は、これら操作については当然修得しているものであり、事故防止のための一定水準以上の知識・技量は有しているものと考えられる。

銃所持許可者に対して銃所持許可の検定と重複する課題を免除し負担軽減を図ることが、本県の喫緊の課題となっている狩猟後継者(特に銃猟)の確保につながると考えた上での提案であり、ご理解願いたい。

管理コード	130140 プロジェクト名		
要望事項	鳥獣保護区における狩猟期間中	都道府県	兵庫県
(事項名)	の特定鳥獣に係る捕獲許可の不	提案事項管理番号	1032080
	要化		
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	第 11 条第1項、第 28 条第1項
dutate a second	

## 制度の現状

都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

### 求める措置の具体的内容

農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区のうち、農林業被害が深刻で県が必要と認める区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ)に関し、狩猟期間中に「わな」による捕獲をすることができることとする。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

希少な鳥獣の保護等を目的に設定された鳥獣保護区における鳥獣の捕獲行為は特定者に対する許可に基づく有害等捕獲に限定されている。一方、農林業被害には有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進すべきであるが、一部地域では過疎等により有害捕獲に従事する狩猟者が減少しており、その取り組みで補いきれない状況となっている。

そのような鳥獣保護区においてのみ、捕獲圧を一時的に強めるため、被害が減少するまでの期間、特定鳥獣(シカ、イノシシ等)に限定し、特定猟法(わな)での狩猟を可能とすることを提案しているものである。

鳥獣被害が低減しないことによる保護区の廃止要望もあることから、永続的・安定的な保護 区設定のため、本県の提案趣旨をご理解願いたい。

### 〇各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	С	措置の内容	I
		, –		<u>.</u>

捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応するこ

とが適切である。

農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせて、総合的に推進していただきたい。

なお、鳥獣保護法第 3 条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。

### 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

## 提案主体からの意見

農林業被害に対しては、有害鳥獣捕獲と被害防除、生息環境管理を組み合わせて総合的に推進すべき、という国意見はもっともであるが、地域の実態としては、捕獲に取り組むべき者(有害捕獲班員)が高齢化・減少する中、山間部等の交通不便地に設定された鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲活動が適切に実施できない状況にある。

このような保護区においては、捕獲圧を一時的に強める必要があるため、対象保護区を限定した上で、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣(シカ、イノシシ等)に限り、特定猟法(わな)での狩猟を可能とすることを提案しているものである。

永続的な鳥獣保護区設定のためにも一定の理解をお願いしたい。

## 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し C

C 「措置の内容」の見直し

Т

捕獲方法及び期間を限定したとしても、鳥獣保護区で狩猟を認めることは、狩猟者による自由な捕獲行為を可能とし、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しくすると考えられ、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。このため、鳥獣の営巣放棄等につながらないよう鳥獣保護区の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するためには、有害鳥獣捕獲等の許可による捕獲で対応することが適切である。

なお、鳥獣保護法第 3 条に基づく基本指針において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲等により、鳥獣保護区の指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する旨明記しており、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。

### 〇再々検討要請

### 再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、回答されたい。

### 提案主体からの再意見

鳥獣保護区内における鳥獣捕獲については、鳥獣の営巣放棄につながらないよう保護区内の状況等を十分把握し、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与える鳥獣を捕獲するため、許可捕獲により対応すべき、という国意見はもっともであるが、地域の実態としては、捕獲に取り組むべき者(有害捕獲班員)が高齢化・減少する中、山間部等の交通不便地に設定された保

護区における有害鳥獣捕獲が適切に実施できない状況にある。

このため、対象保護区を限定した上で、被害が減少するまでの期間のみ、特定鳥獣(シカ、イノ シシ等)に限り、特定猟法(わな)での狩猟を可能とすることを提案しているものであり、ご理解願いたい。

管理コード	130150	プロジェクト名		
要望事項	引越時に発生する廃棄物の取扱		<b>都道府県</b>	福岡県
(事項名)	いに関する特例		提案事項管理番号	1045010
提案主体名	くろがね工業(株)			

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物処理法施行規則第2条第 10 号

### 制度の現状

引越に伴い生ずる廃棄物(以下「引越廃棄物」という。)については、転居者から、引越廃棄物の種類・量、引越運送業者が市町村又は許可業者に引き渡す場所、引き渡す先の市町村又は許可業者の名称等を記載した文書の交付を受けた場合等は、引越運送業者は、例外的に、市町村又は一般廃棄物収集運搬業の許可業者に引き渡す場所までの転居廃棄物の運搬を許可不要で行えることとしている。

## 求める措置の具体的内容

一般廃棄物収集運搬業(積替・保管は含まない)の許可を受けている引越業者においても、「引越時に発生する廃棄物の取り扱いについて—引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル—」の 5.1 の解説(3)のただし書きを適用できるようマニュアルを変更していただきたい。

すなわち、同ただし書きでは一般廃棄物収集運搬業(積替・保管は含まない)の許可を受けていない引越業者において、一定の条件をクリアすれば、自社が管理する所定の場所までの引越廃棄物の運搬と積替・保管が認められている。

### 具体的事業の実施内容・提案理由

当社は、一般廃棄物収集運搬業(積替・保管は含まない)の許可を受けた業者として、一般 廃棄物収集運搬業や引越業を営んでいるが、積替・保管の許可を受けていないことから、引 き取った廃棄物(引越廃棄物を含む)は、積替・保管を行うことなくその車両に積んだままで、 24時間以内に処分場に持ち込まなければならないと管轄自治体である北九州市から指導を 受けている。

家庭の引越の際に発生する引越廃棄物は少量の場合が多く、その都度遠隔の処分場まで 運搬するのは効率が悪い。さらに、処分場の受付時間外は持込みが出来ず、翌日の持込み となると車両の配車がうまくいかず翌日の業務に差支える。そこで、積替・保管が可能となる 変更許可を検討したが、北九州市では収集運搬業者には積替・保管の許可を出さない方針 であることがわかった。

一方、「引越時に発生する廃棄物の取り扱いについて—引越を行う方、引越を請け負う事業者のためのマニュアル—」の 5.1 の解説(3)のただし書きでは一般廃棄物収集運搬業(積替・保管は含まない)の許可を受けていない引越業者において、一定の条件をクリアすれば、自社が管理する所定の場所までの引越廃棄物の運搬と積替・保管が認められている。そこで、

一般廃棄物収集運搬業(積替・保管は含まない)の許可を受けている引越業者においても、 同条件下での引越廃棄物に限り積替・保管を認めるよう、マニュアルを変更していただきた い。これにより、処分場までの運搬効率が上がるのみならず、引越車両の配車効率も上が る。

## 〇各府省庁からの提案に対する回答

#### 提案に対する回答 措置の分類

措置の内容 Ε

一般廃棄物の収集運搬については、廃棄物処理法に基づき、市町村の統括的な処理責任 の下、基本的には、市町村が直営(委託を含む。)で行うか、許可業者により行われることとさ れている。一方、引越に伴い生ずる廃棄物(以下「引越廃棄物」という。)については、転居者 から、引越廃棄物の種類・量、引越運送業者が市町村又は許可業者に引き渡す場所、引き渡 す先の市町村又は許可業者の名称等を記載した文書の交付を受けた場合等は、引越運送業 者は、例外的に、市町村又は一般廃棄物収集運搬業の許可業者に引き渡す場所までの転居 廃棄物の運搬を許可不要で行えることとしている(廃棄物処理法施行規則第2条第 10 号)。

この許可不要の措置は、家庭の引越廃棄物は、本来は市町村の統括的な責任の下で処理 される一般廃棄物であり、あくまで引越運送業者が市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に 速やかに引き渡すことを想定して、一定の要件を満たす引越運送業者が引き渡し場所までの 運搬のみを許可不要で行うことを規定しているものである。したがって、「積替・保管が認めら れている」というご提案の内容は事実誤認である。

## 〇再検討要請及び再検討要請に対する回答

## 再検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの意見

こちらの解釈が事実誤認だったので、あらためて以下の理由から引越業者または収運許可 引越業者のいずれであっても、顧客から書面で委託された引越廃棄物に限り「積替・保管(車 上及び倉庫)」ができるよう、法等の改正やマニュアルの変更をお願いしたい。理由:①家庭か らの引越廃棄物は少量の場合が多いので運搬効率を上げるためにまとまった量になるまで、 及び、処分場受付時間や引き渡し先営業時間や連休等からタイムリーに引き渡せない場合、 翌日以降の車両の配車繰りに支障がないように、倉庫等へ降ろし保管したい②処分場までの 運搬効率を上げるために自社の複数の小型収運許可車両等から自社の大型収運許可車両 への積替を行いたい。

### 再検討要請に対する回答「措置の分類」の見直し

С 「措置の内容」の見直し

先の回答でも述べたとおり、転居廃棄物の運搬許可不要の措置は、本来は市町村の統括 的な処理責任の下で処理されるものであり、あくまで引越運送業者が市町村又は一般廃棄物 収集運搬業者に速やかに引き渡すことを想定しており、一定の要件を満たす引越運送業者が 引き渡し場所までの運搬のみを許可不要で行うことを規定しているものである。

御提案の引越運送業者等に対して許可不要で保管等することを規定した場合、不適正な保 管等が行われることにより生活環境保全上の支障が生じた際に、最終的には、市町村が自ら

支障の除去等を行わなければならないといった責任が生じる可能性がある。このため、引越 運送業者等の都合により許可不要で保管等することを例外的に規定することは適切ではな く、当該引き渡し場所からの引越廃棄物の処理については、一般廃棄物の処理責任を有する 市町村又は許可業者が適切に行うべきである。よって、特区として対応することは困難であ る。

なお、一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、市町村の統括的な処理責任の下、 市町村策定の一般廃棄物処理計画に従って、市町村直営、許可業者等により適正に処理が なされているところであり、適切な引き渡し方法等については市町村と御相談いただきたい。

## 〇再々検討要請

### 再々検討要請

右提案者からの意見及び参考資料を踏まえ、再度検討し回答されたい。

### 提案主体からの再意見

許可不要での保管等は例外的にも規定できないとの環境省殿の回答は理解するので以下に回答内容の確認と視点を変えた再提案を行う。確認:引き渡し先に引き渡す際の積替は法的な積替とは異なり引渡との位置付けと回答から推察する。そこでマニュアル規定の手続きを行った引越廃棄物であれば収運許可引越業者が自社の引越車両及び収運許可車両から自社の別の収運許可車両への積替を引渡と解釈し許可不要で行えるとの理解でよいか。再提案:積替保管行為追加の変更許可対象に「収運許可引越業者限定かつマニュアル規定の手続きを行った引越廃棄物に限定」を新設する法等の改正やマニュアルの変更をお願いしたい。なお許可基準は現法のままでよい。